

学研高山地区第2工区企業等立地誘導戦略検討調査業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、奈良先端科学技術大学院大学(NAIST)との産学官民連携による産業集積を軸とし、同大学が進める「J-PEAKS 構想」と連携した ASEAN 連携や研究成果の社会実装の促進、さらには、関西文化学術研究都市(けいはんな学研都市)が「ポスト万博シティ」となるうえで重要となる大阪・奈良間の東西軸を重視した具体的な立地誘導策について、想定立地産業群の選定や誘致可能性の調査・検討を行うものである。

これらを踏まえ、学研高山地区第2工区マスタープランが描くまちづくりの方針との整合を図りつつ、生駒市の社会課題や地域特性に応じた今後の発展につながる産業集積を実現するための「立地誘導戦略」としてとりまとめる。

(2) 業務名

学研高山地区第2工区企業等立地誘導戦略検討調査業務

(3) 業務内容

「特記仕様書」(別紙1)のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和9年3月31日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

11,975,338円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

2者以上の事業者で構成する共同企業体での参加も可能とするが、その場合においては、当該共同企業体の構成団体についても次の(1)から(7)の事項をすべて満たさなければならない。なお、構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成団体になることはできないものとする。

(1) 市に今年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。ただし、上記申請書を提出していない者は、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。

① 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)の写し

② 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し

③ 誓約書(暴力団排除関係)

(2) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 過去5年間（令和3年度から令和7年度）に国又は地方公共団体が発注した想定立地産業群の選定や誘致可能性の調査・検討、立地誘導戦略の作成等に係る業務の実績があり、またその実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。

※ 共同企業体においては、代表団体及び各構成団体についても、想定立地産業群の選定や誘致可能性の調査・検討、立地誘導戦略の作成等に係る業務の実績が確認できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。なお、すべての構成団体が上記の実績を満たしていることとする。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和8年7月13日（月）16時まで（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日 令和8年7月17日（金）

(4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 ア～カ 原本1部、副本2部 キ～ケ 原本1部

ア 会社概要（様式3）

イ 業務実績調書（様式4）

公告日から過去5年間（令和3年度から令和7年度）に国又は地方公共団体が発注した想定立地産業群の選定や誘致可能性の調査・検討、立地誘導戦略の作成等に係る業務の実績が確認できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。また、その実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。

ウ 担当技術者調書（様式5）

エ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式6）

公告日から過去5年間（令和3年度から令和7年度）に国又は地方公共団体が発注した想定立地産業群の選定や誘致可能性の調査・検討、立地誘導戦略の作成等に係る業務の実績が確認できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。また、その実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。

オ 再委託調書（様式7）

※再委託する場合のみ

カ 共同企業体協定書（様式8）

※共同企業体での参加の場合のみ

※ア～イ、キ～ケはすべての共同企業体分を提出すること

※ウはすべての共同企業体分をまとめて記入すること（技術責任者は代表団体より選出すること）

※ 市に今年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出している者は、以下キ～ケを省略することができる。

キ 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）

【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

ク 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）

【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

ケ 誓約書（暴力団排除関係）（様式9）

- ③ 企画提案書（様式任意） 原本1部、副本8部

企画提案書には業務スケジュール（様式任意）を添付すること。なお、提案者名がわからないようにマスキング処理等を実施すること。

- ④ 参考見積書（様式任意） 原本1部、副本2部

(2) 作成要領

「企画提案書等作成要領（別紙2）」参照

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年7月29日（水）15時まで（必着）
- ② 提出場所 生駒市役所（3階39番）都市整備部学研推進課
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 審査

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

① 審査方法

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記7(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施できるものとする。

② 実施日

令和8年8月6日（木）予定

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

① 審査方法

第1次審査により選考された者が行う企画提案内容についてのプレゼンテーション、審査委員が行うヒアリングにより、審査基準に基づいて再評価し、最も優れた提案をされた者を受託候補者とする。

なお、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、受託候補者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、受託候補者を特定しないことができるものとする。

② 実施日

令和8年8月19日（水）予定

③ 結果通知

審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者にのみ、審査結果及びプレゼンテーション、ヒアリング等を実施する旨を、電話及び電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実施体制 10/120点

評価項目		評価の着眼点
		判定基準
会社の業務実績	同種業務の実績 (実績の件数)	過去5年間の実績を評価する。 ・同種業務の実績がある (1点/件 最大5点)
技術責任者の実務実績	同種業務の実績 (実績の件数) (技術責任者が関わったことが書類から確認できるものに限る)	過去5年間の実績を評価する。 ・同種業務の実績がある (1点/件 最大5点)

※同種業務とは国又は地方公共団体が発注した想定立地産業群の選定や誘致可能性の調査・検討、立地誘導戦略の作成等に係る業務であり、またその実績が本業務の予定価格の2分の1以上であるものとする。

(2) 参考見積書 10/120点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案書 100/120点

評価項目	評価事項
業務の理解度 社会的背景の把握	・ポスト万博や阪奈軸、製造業、NAISTといった地域の特性を捉え、生駒市が目指す「脱ベッドタウン」の意義と、本業務の必要性を深く理解しているか。
現状分析と シナリオ作成	・シナリオ作成にあたり、上位計画や法規制、立地特性が反映され、波及効果や実現可能性を踏まえた工夫がなされているか。
立地可能性調査(A・B) の実施手法	・調査A・Bの的確なターゲット抽出手法と、目標(アンケート発送数300社以上・回収率目標20%以上、ヒアリング計30社程度)を確実に達成するための具体的な工夫が示されているか。
立地支援策の提案	・立地可能性調査を踏まえ、生駒市に必要な立地支援策の提案方法が多角的かつ具体的に示されているか。
立地誘導戦略の構築	・調査結果と支援策を統合し、生駒市およびけいはんな学研都市の持続的発展に寄与する実効性の高い戦略を提示できているか。
追加提案	・仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。

8 日程

公示	令和8年7月6日(月)
質問受付締切	令和8年7月13日(月) 16時まで
質問回答	令和8年7月17日(金) HPに掲載
企画提案書等受付締切	令和8年7月29日(水) 15時まで
第1次審査	令和8年8月6日(木) (予定)
第2次審査	令和8年8月19日(水) (予定)
結果通知	令和8年8月24日(月) (予定)
契約締結	令和8年8月下旬(予定)
業務開始	令和8年8月下旬(予定)

9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(プレゼンテーション等による最終審査)に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

(6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

1 0 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市都市整備部学研推進課 担当 武村、下出

住所 生駒市東新町 8-38

T E L 0743-74-1111 内線 3881

F A X 0743-74-9100

E-mail : gакken@city.ikoma.lg.jp